

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令	5
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（3件）（治山林道課）	5
○廃川敷地等が生じた件（河川課）	6
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定（2件）（道路課）	6
◎告示（港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部改正（港湾・海岸課）	6
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	8
○河川整備計画の策定（河川課）	8
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体解散の届出	8

規 則

高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第2号

高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年高知県規則第79号）を次のように改める。

第1条中「について」を「に関し」に改める。

第2条第1項第1号中「標準給付費見込額計算書」を「標準給付費等見込額計算書」に改め、同項第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「前項」を「前項各号」に、「定める」を「定めるものとする」に改める。

第5条第4号中「必要と」を「必要があると」に改める。
 第6条中「審査のうえ」を「審査の上」に、「相当と」を「相当であると」に改める。
 第7条第2項中「請求書」を「基金事業交付金請求書」に改める。
 第8条第4号及び第9条第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。
 第10条中「審査のうえ」を「審査の上」に、「相当と」を「相当であると」に改める。
 第11条第1項中「第8条又は第9条」を「前条」に改め、同条第2項中「請求書」を「基金事業貸付金請求書」に改める。
 第13条第2項中「申請書を審査のうえ」を「基金事業貸付金償還期限等延長申請書を審査の上」に改める。
 第16条第1項第4号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項第1号中「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号から第3号までのいずれか」に改め、同項第2号中「補てんする」を「補填する」に改め、同項第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。
 第18条の見出しを「（委任）」に改める。
 別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

標準給付費等見込額計算書

標準給付費見込額（年度～年度）			
年度	年度	年度	合計
A	B	C	D = A + B + C
円	円	円	円

地域支援事業に要する費用見込額（年度～年度）			
年度	年度	年度	合計
E	F	G	H = E + F + G
円	円	円	円

第2号様式（第2条関係）

財政安定化基金拠出金見込額計算書

標準給付費見込額 A	地域支援事業に要する費用見込額 B	拠出率 C	拠出見込額 D = (A + B) × C
円	円	%	円

拠出見込額			
年度	年度	年度	合計
E	F	G	H = E + F + G
円	円	円	円

- 注 1 A欄の金額と別記第1号様式のD欄の金額とを、B欄の金額と別記第1号様式のH欄の金額とをそれぞれ一致させてください。
 2 H欄の金額とD欄の金額とを一致させてください。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第5条、第9条関係)

基金事業対象収入額実績報告書 (年度)

実績保険料収納 (見込) 額 A	公費負担金実績 (見込) 額 B	調整交付金交付 実績 (見込) 額 C	介護予防事業に係る交付金及び 包括的支援事業等支援額に係る 交付金交付実績 (見込) 額 D
円	円	円	円

介護給付費交付 金交付実績 (見 込) 額 E	地域支援事業支 援交付金交付実 績 (見込) 額 F	介護給付費準備 基金取崩し額 G	介護保険の国 庫負担金の算 定等に関する 政令第10条の 剰余金 H	介護保険法第 127条又は第128 条の規定に基 づく補助金のうち 標準給付費に充 てる額 I
円	円	円	円	円

基金事業対象収入 (見込) 額 (A + B + C + D + E + F + G + H + I)
円

注 単年度ごとに作成してください。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第8条関係）

単年度基金事業対象収入額実績報告書（ 年度）

実績保険料収納 （見込）額 A	公費負担金実績 （見込）額 B	調整交付金交付 実績（見込）額 C	介護予防事業に係る交付金及び 包括的支援事業等支援額に係る 交付金交付実績（見込）額 D
円	円	円	円

介護給付費交付 金交付実績（見 込）額 E	地域支援事業支 援交付金交付実 績（見込）額 F	介護給付費準備 基金取崩し額 G	介護保険の国 庫負担金の算 定等に関する 政令第7条第 2項の剰余金 H	介護保険法第 127条又は第128 条の規定に基づ く補助金のうち 標準給付費に充 てる額 I
円	円	円	円	円

単年度基金事業対象収入（見込）額 （A + B + C + D + E + F + G + H + I）
円

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
----- 訓 令 -----
高知県訓令第1号
本 庁 各出先機関
高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年2月17日 高知県知事 尾崎 正直
高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令
高知県中山間総合対策本部設置規程（平成7年4月高知県訓令第19号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。
(3) 本部長
第2条第2項中「副知事」を「知事」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「副本部長」を「本部長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
3 本部長は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
第4条第1号中「振興のための条例」を「実態把握」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。
(2) 中山間地域の調査研究に関すること。
第6条第3項中「産業振興推進部地域づくり支援課長を」「本部長でない産業振興推進部副部長を」に、「産業振興推進部地域づくり支援課長補佐」を「産業振興推進部地域づくり支援課長」に改める。
附 則
この訓令は、平成24年2月17日から施行する。
----- 告 示 -----
高知県告示第106号
平成24年1月高知県告示第37号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法

(昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年2月17日
高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
東京都中央区湊三丁目3番2号
イ 氏名
王子緑化株式会社
 - 登記簿記載の住所
愛媛県北宇和郡広見町出目2530番地
イ 氏名
竹内 ハナエ
 - 登記簿記載の住所
高知市高須一丁目13番18号 第二前田マンション702
イ 氏名
松本 和美
 - 登記簿記載の住所
吾川郡神谷村神谷649番地
イ 氏名
尾崎 与太郎
 - 登記簿記載の住所
吾川郡神谷村神谷670番地
イ 氏名
尾崎 宮治
 - 登記簿記載の住所
吾川郡伊野町神谷630番地
イ 氏名
浜田 豊城
 - 登記簿記載の住所
吾川郡伊野町神谷659番地
イ 氏名
大崎 長実
 - 登記簿記載の住所
高岡郡佐川町加茂748番地
イ 氏名
片岡 四次郎
 - 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村本村543番地
イ 氏名
尾崎 八百馬
 - 登記簿記載の住所
奈良県橿原市菖蒲町一丁目1番11号
イ 氏名

上田 雄康

- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成11年12月農林水産省告示第1619号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
高知県告示第107号
平成24年1月高知県告示第38号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び四十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成24年2月17日
高知県知事 尾崎 正直
- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高知市宝町3番17号
イ 氏名
近森 伊三夫
 - 登記簿記載の住所
南国市岡豊町蒲原39番下1番地
イ 氏名
濱口 乙女
 - 登記簿記載の住所
香美郡在所村村ノ木83番屋敷
イ 氏名
小松 利右エ門
 - 登記簿記載の住所
宿毛市片島930番地1
イ 氏名
原 卓美
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成11年12月農林水産省告示第1618号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
高知県告示第108号

平成24年1月高知県告示第40号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
高岡郡禰原村越知面東分2924番地
イ 氏名
川上 柳太郎
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡禰原村越知面東分2704番地
イ 氏名
川上 徳有
 - (3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡禰原町横貝416番地
イ 氏名
川上 政秋
 - (4)ア 登記簿記載の住所
高岡郡禰原村越知面東分2924番地
イ 氏名
川上 福則
 - (5)ア 登記簿記載の住所
高岡郡禰原村越知面9番屋敷
イ 氏名
川上 為作
 - (6)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村地吉308番地
イ 氏名
宮脇 宏

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成11年12月農林水産省告示第1561号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第109号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示す

る。
なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 河川の名称
二級河川下ノ加江川水系亀ノ川川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年2月17日
- 3 廃川敷地等の位置
左岸 幡多郡三原村柚ノ木字ヲキノキレ1617地先
左岸 幡多郡三原村廣野字沖ノソリ764-8地先
左岸 幡多郡三原村柚ノ木字ヲキノキレ1622地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 462.31平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第110号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成24年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道庄田伊野	高岡郡日高村宮ノ谷牛嶽先614番2から 高岡郡日高村本村字焼坂658番8まで

- 2 指定する期日

平成24年2月17日

高知県告示第111号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成24年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間

県道柳瀬越知	吾川郡いの町柳瀬本村字幸次ケ谷956番1から 高岡郡日高村宮ノ谷牛嶽先614番2まで
--------	---

- 2 指定する期日
平成24年2月17日
- 高知県告示第112号**
平成14年3月高知県告示第114号（港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月17日

高知県知事 尾崎 正直


表高知港の項を次のように改める。

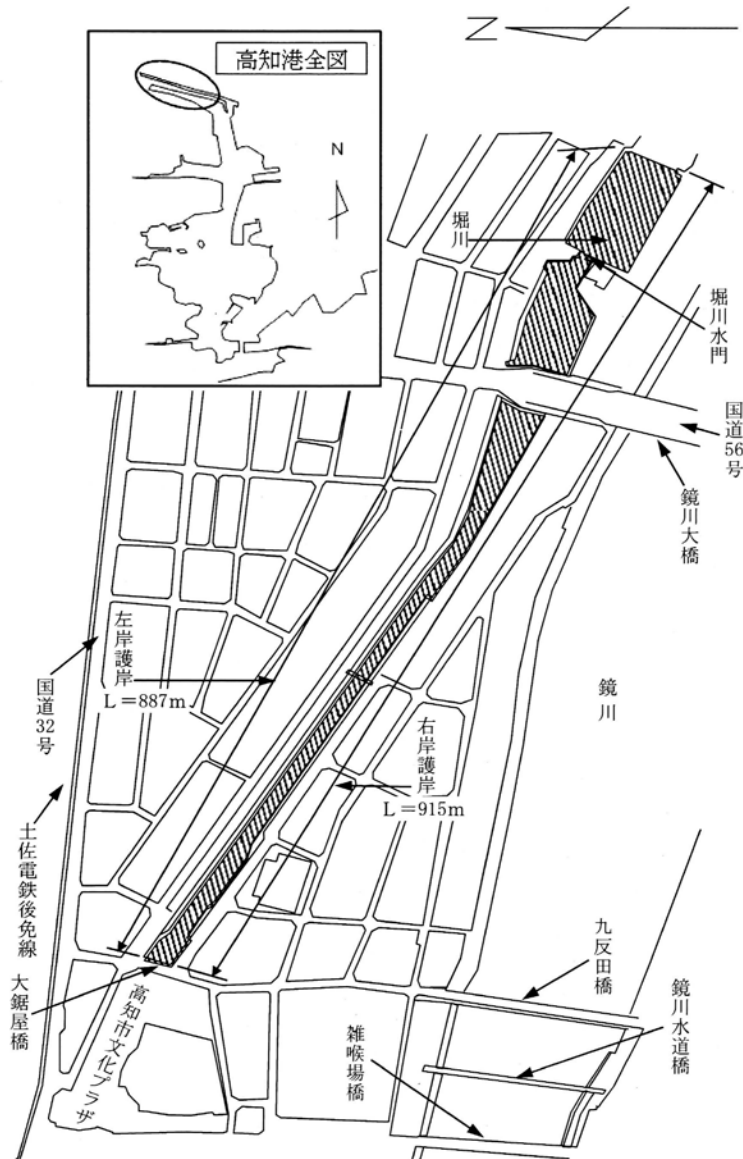
高知港	高知市御置瀬地先	みませ1号導流堤、みませ1号導流堤北東端からみませ2号導流堤南東端まで引いた線、みませ2号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1	船舶
	高知市仁井田舟倉地先	仁井田南埋立2号護岸西端から仁井田第3防波堤北西端まで引いた線、仁井田第3防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の2	
	高知市朝日ヶ丘地先	仁井田北埋立護岸南西端から仁井田南埋立1号護岸北西端まで引いた線、仁井田護岸西端から仁井田南埋立1号護岸北西端から東へ340メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の3	
	高知市横浜地先	横浜第1防波堤、横浜第1防波堤南西端から横浜第2防波堤南東端まで引いた線、横浜第2防波堤、横浜第2防波堤北西端から横浜第3防波堤南西端まで引いた線、横浜	

	第3防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の4
高知市薬州潟地先	もずかた第2防波堤、もずかた第2防波堤北東端からもずかた第4防波堤北西端まで引いた線、もずかた第4防波堤、もずかた1号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の5
高知市浦戸地先	浦戸胸壁、浦戸胸壁北東端から浦戸1号導流堤北東端まで引いた線、浦戸1号導流堤、浦戸1号導流堤北西端から浦戸2号導流堤北東端まで引いた線、浦戸2号導流堤、浦戸2号導流堤北西端から浦戸胸壁北西端からもずかた護岸沿いに北へ56メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の6
高知市種崎地先	種崎4号物揚場B、種崎4号物揚場B南東端から種崎2号物揚場B南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の7
高知市長浜字江口	塩谷ポンプ場水門、長浜川左岸護岸、塩谷船だまり第1暫定係留施設C、長浜川左岸護岸、塩谷船だまり物揚場B及び長浜川左岸護岸により囲まれた海面 別図1の8
高知市種崎字今雑喉場地先	種崎船だまり1号防波堤北西端から種崎船だまり2号防波堤南西端まで引

	いた線、種崎船だまり2号防波堤、種崎船だまり物揚場A及び種崎船だまり1号防波堤により囲まれた海面 別図1の9
高知市タナスカ地先	弘化台小水門No.63から紅葉ノ辻護岸沿いに西へ68メートルの地点から東孕護岸南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の10
高知市九反田地先	堀川左岸護岸、大鋸屋橋下流端北詰めから堀川左岸護岸沿いに南東へ887メートルの地点から大鋸屋橋下流端南詰めから堀川右岸護岸沿いに南東へ915メートルの地点まで引いた線、堀川右岸護岸及び大鋸屋橋下流端により囲まれた海面 別図1の11

別図1の10の次に次の1図を加える。

別図1の11 高知港における放置等禁止区域 
 高知港 高知市堀川地区



公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三原村来栖野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	沖本 光雄	幡多郡三原村来栖野 279
"	杉本 祐治	" " " 577-5
"	杉本 政男	" " " 577-3
"	田中 昭榮	" " " 120-3
"	矢野 宗助	" " 宮ノ川1428
"	田野 正利	" " 来栖野 364-2
"	杉本 幸尾	" " " 375
"	杉本 義光	" " 宮ノ川1366
監事	大塚 菊治	" " 柚ノ木 40-8
"	沖本 嘉助	" " 来栖野 232-1
(就任)		
理事	沖本 光雄	幡多郡三原村来栖野 279
"	東 嘉人	" " " 120-1
"	田中 保	" " " 120-3
"	杉本 浩利	" " " 127
"	沖本 重富	" " " 268-1
"	杉本 忠史	" " " 284
"	尾崎 廣行	" " " 289
"	杉本 憲一	" " " 577-5
監事	田野 正利	" " " 364-2
"	大塚 菊治	" " 柚ノ木 40-8

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により二級河川久礼川水系について河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成24年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定

により次のとおり解散の届出があった。

平成24年2月17日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党恩政連高知県総支部	高知市本町四丁目1-37	松崎 鶴一	解散	平24・1・6

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
お年寄り、障がい者、子供達を守る土佐の会	高知市百石町一丁目11-4	倉内 政信	解散	平24・1・4
新しい南国市を考える会	南国市後免町三丁目1番11号	藤原 健治	解散	平24・1・10
佐田久江後援会	四万十市渡川一丁目2-41	山本 利江	解散	平24・1・12
武田勝義後援会	幡多郡三原村上長谷1070	武田 勝義	解散	平24・1・16
濱田純一後援会	幡多郡黒潮町田野浦685-2	野村 邦比己	解散	平24・1・16
近沢しげる後援会	土佐市新居1740	坂本 忠男	解散	平24・1・17
面山八郎後援会	南国市大桶乙753	刈谷 英博	解散	平24・1・17

式地寛肇後援会	土佐郡土佐町高須412	池添 博喜	解散	平24・1・18
下元かおる後援会	宿毛市平田町戸内1747番地	下元 かおる	解散	平24・1・20
柳原只雄後援会	室戸市室戸岬町471-6	柳原 只雄	解散	平24・1・23
広田一後援会	高知市土居町9-7-301	町田 貴	解散	平24・1・24
池本公夫後援会	高岡郡四万十町金上野1267	田辺 重光	解散	平24・1・27
田村清廣後援会(三原未来会)	幡多郡三原村上下長谷311-1	田村 博明	解散	平24・1・27
宮地昭後援会	四万十市西土佐岩間400	今城 照喜	解散	平24・1・27
今城良和後援会	四万十市西土佐茅生69-3	今城 良和	解散	平24・1・30